

令和6年4月1日

## 最低制限価格設定基準について

宿毛市

建設工事および建設工事に係る委託業務について最低制限価格設定基準を下記のとおり定める。

### ● 建設工事における最低制限価格設定基準

建設工事における最低制限価格設定基準については、国土交通省の定める低入札価格調査基準（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル。以下「中央公契連モデル」という。）を基とする算定方法に準じるものとする。

—参考—

中央公契連モデル（令和6年3月26日一部改正）

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
  - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

## 1 最低制限価格

最低制限価格制度を適用する基準となる価格は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とする（当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする事を原則とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は切り上げる。）。

### (1) (2)以外の工事の場合

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &\quad + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

### (2) 建築工事（国土交通省が定める公共建築工事積算基準により積算した工事をいう。）の場合

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &\quad + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

## 2 最低制限価格算定の特例

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事にあつては、最低制限価格の算定を次のとおり行う。

### (1) 直接工事費

直接製作費及び直接工事費の合計額とする。

### (2) 共通仮設費

間接労務費及び共通仮設費の合計額とする。

### (3) 現場管理費

工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額とする。

### (4) 一般管理費

工場製作及び工事現場の区分はなく、工事全体としての一般管理費が算定されるものであること。

● 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る最低制限価格設定基準

国土交通省の定める令和6年3月26日付け「低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定について」に示される調査基準価格の算定方法に準じ、最低制限価格を算定するものとする。

1 最低制限価格

(1) 次の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。

測量業務に係わる契約については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係わる契約については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあつては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とする。

地質調査業務以外に係わる契約については、算定式によって得られた額に万円未満の端数があるときは、その額が予定価格の10分の6以上の場合にあつては「万円未満」を切り捨てた額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては「万円未満」を切上げた額とする。

地質調査業務に係わる契約では、算定式によって得られた額に万円未満の端数があるときは、その額が予定価格の3分の2以上の場合にあつては「万円未満」を切り捨てた額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては「万円未満」を切上げた額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

● 委託業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を除く）に係る最低制限価格設定基準

(1) 最低制限価格の設定の率

最低制限価格は、予定価格の10分の6とする。ただし、契約担当者が当該率では当該契約の内容に適合した履行の確保が困難と判断した場合は、10分の6を超え10分の8までとすることができるものとする。

(2) 最低制限価格の設定

ア 発注しようとする業務の契約ごとに予定価格に(1)の率を乗じて算出した最低制限価格を設定するものとする。

イ (1)のただし書きにより最低制限価格を設定しようとする場合には、最低制限価格が、契約の履行を確保するのに必要な最低の水準を設定すべきものであることを勘案し、判断する事。

算定式によって得られた額に万円未満の端数があるときは、その額が予定価格の10分の6以上の場合にあつては「万円未満」を切り捨てた額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては「万円未満」を切上げた額とする。

● 物品の購入に係る最低制限価格設定基準

物品の購入については、原則、最低制限価格を設けないこととする。

● 本基準は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。